大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部規程

平成25年10月1日自機規程第93号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則(平成16年自機通則第1号)第18条の規定に基づき、共創戦略統括本部(以下「統括本部」という。)の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(事業等)

- 第2条 統括本部は、次の各号に掲げる事業等を行う。
 - 一 研究力の強化に向けた事業。
 - 二 分野や機関の枠を超えた研究。
 - 三 その他研究力の強化に関すること。
- 2 前項の研究力の強化に向けた事業等を行うため、統括本部に企画戦略室を置く。
- 3 前項の室に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

- 第3条 統括本部は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。
 - 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 企画戦略室長
 - 四 研究分野長
 - 五 研究教育職員及び年俸制職員(特任専門員を除く。)
 - 六 本部員
 - 七 その他必要な職員

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。
- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 副本部長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。 (本部員)
- 第5条 本部員は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 事務局長
 - 二 URA職員(機関所属のURA職員は除く)のうち、本部長が指名する者

- 三 その他本部長が必要と認めた者
- 2 本部長は、前項第2号のURA職員を統括するため、統括URAを指名することができる。

(本部員の企画戦略室への所属)

- 第6条 前条の本部員は、第2条第1項の事業等を遂行するため、同条第2項の企画戦略室 に所属するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の者は、企画戦略室に所属しないことができる。

(研究分野)

- 第7条 統括本部に,第2条第1項第2号に定める事業等の研究を行う組織として,次の各号に掲げる研究分野を置く。
 - 一 先端光科学研究分野
 - 二 アストロフュージョンプラズマ物理研究分野
 - 三 定量・イメージング生物学研究分野
- 2 前項の各研究分野の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第8条 統括本部に統括本部の運営に関する重要事項を審議するため,共創戦略統括本部運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第9条 統括本部の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、統括本部の運営に関し必要な事項は、統括本部が 別に定める。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年9月24日から施行し、平成27年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センター規程(平成21年自機規程 第79号),研究力強化推進本部ボンオフィスの利用について(平成28年10月28日機 構長決定),大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター規程(平成30 年自機規程第118号),大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成センター新分 野探査室規則(平成27年自機規則第27号)及び大学共同利用機関法人自然科学研究機 構新分野創成センタープラズマバイオ研究分野規則(平成30年自機規則第31号)は, 廃止する。